

(様式第7号)

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書兼概算払精算書
(賃金改善報告書)

※黄色着色セルに入力してください。

千葉県知事 熊谷 俊人 様

年 月 日付け千葉県医指令第 号で(変更)支給決定のあった賃上げ支援事業給付金について、
千葉県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金支給要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

開設者:	法人単位での報告の場合は、別紙(対象施設報告シート)に入力してください。			①: 賃金改善の総額(自動計算)	192,000円
診療所の名称:	令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている場合は、入力不要です。			賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出	③の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能 例: 2,000,000円÷(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)÷2ヶ月			②: 補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	192,000円
②≥③の判定(×は返還あり)	③の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能 例: 2,000,000円÷(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)÷2ヶ月			④: 賃上げ支援事業の支給額(直接入力)	150,000円
交付確定額	150,000円			⑤-④: 返還額(千円未満切り捨て)	0円
令和7年12月分から令和8年5月分までの6ヶ月における賃金改善	入力欄(職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)				賃金改善の総額
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給 付金による賃金改善前の水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ	10人	2,000円	2ヶ月分		40,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ	基本給以外の手当での引上げにより賃金改善をした場合はこちらの行に記載してください。				0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)				一時金または特別手当として充てられるのは令和7年12月から令和8年3月までの最大4ヶ月です。 令和8年4月・5月分を差額支給している場合は、「基本給の引き上げ」もしくは「毎月決まって支払われる手当の引上げ」に入力してください。	【2.0超部分算定シート】にて算定した金額を入力してください。 ※当該運用を活用していない場合は入力不要です。
一時金または特別手当	10人	2,000円	4ヶ月分		80,000円
令和7年度に2.0%を上回るベースアップをすでに実施していた場合で、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、別紙にて算定した金額を右の欄に記載してください					72,000円